

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条第3項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第22条第1項中「別表第6」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号。以下「初任給等規則」という。）別表第18ア」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（降格）

第22条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

第23条第1項中「と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）」を「に対応する初任給等規則別表第19アに定める降格時号俸対応表の降格後の号俸の欄に定める号俸」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。

別表第5中「1級25号俸」を「1級29号俸」に、「1級15号俸」を「1級19号俸」に、「1級5号俸」を「1級9号俸」に改める。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6 削除

別表第 7 中	「	3 / 3 以下	「	3 / 3 以下	」
	」	1 / 2 以下	を	」	」

に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。